

日本馬術連盟競技会規程 新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>第2編 障害馬術競技</p> <p>第200条 <現行通り></p> <p>第2章 アリーナとスクーリングエリア</p> <p>第201条 アリーナ、スクーリングエリア、練習用障害物</p> <p><1,2,3は現行通り></p> <p>4. 練習用障害物 組織委員会が提供した障害用資材以外のものを用いることは禁止され、これに違反した場合は失格および／または罰金が科せられる（第242条2.6と第240条2.5を参照）。練習用障害物は標旗の指示方向にしか飛越してはならない。練習用障害物のいかなる部分も物理的に人が支えてはいけない。</p> <p>4. 1 <u>グラウンドラインは障害物正面の真下、あるいは踏切側に障害物から1m以内に置くことができる。障害物の着地側にグラウンドラインを置くことはできない。</u></p> <p>4. 2 <u>高さ1.30mあるいはそれ以上の障害物では、グラウンドライン使用の有無にかかわらず、障害物踏切側に最低2本の横木を掛け金にのせて設置しなければならない。低い方の横木は常に1.30m未満の高さでなければならない。</u></p>	<p>第2編 障害馬術競技</p> <p>第200条 <現行通り></p> <p>第2章 アリーナとスクーリングエリア</p> <p>第201条 アリーナ、スクーリングエリア、練習用障害物</p> <p><1,2,3は現行通り></p> <p>4. 練習用障害物 組織委員会が用意した資材以外のものを用いた障害物を使うことは禁止され、これに違反した者は失格と／あるいは罰金が科せられる（第242条2.6と第240条2.5を参照）。練習用障害物は標旗の指示方向にしか飛越してはならない。練習用障害物のいかなる部分も物理的に人が支えてはいけない。</p> <p>4. 1 <u>グラウンド・ラインは最初の障害物正面部分の真下、あるいは踏切側に障害物から1mまで離して置くことができる。グラウンド・ラインを障害物の手前に置いた場合は、障害物の着地側にも横木を1本、障害物から1mまで離して同じ距離に置くことができる。</u></p> <p>4. 2 <u>高さ1.30mあるいはそれ以上の障害物では、グラウンド・ラインを使用するかどうかにかかわらず、障害物踏切側に最低2本の横木を掛け金にのせて設置しなければならない。低い方の横木は常に1.30m未満の高さでなければならない。</u></p>

改正案	現行
<p><4.3, 4.4, 4.5, 4.6, 4.7は現行通り></p> <p>5. ジムナスティック・トレーニング</p> <p>5. 1 選手は<u>グラウンドに置き横木を用いて</u>ジムナスティック・トレーニングを行うことができるが、この目的に使用できる障害物の高さは1.30mまでとする。このような障害物を使用する選手は、肢たたきに関する規定に違反してはならない（第243条2.1参照）。<u>十分なスペースがあれば、ストライドなしで設置した連続障害（インアンドアウト/バウンス練習）を使ったトレーニングが許可される。このような運動には高さ1.00m以内の障害物を3個まで利用できる；障害間距離は2.50m以上、3.00m以下とする。</u></p> <p>5. 2 置き横木：十分なスペースがある場合は、高さ1.30m以下の垂直障害の踏切側に2.50m以上離して置き横木を用いることができる。置き横木は着地側にも置くことはできるが、速歩で飛越する場合は2.50m以上離し、駈歩通過の場合は3.00m以上離すこととする。<u>障害物から6.00m以上離して飛越側か着地側のいずれか、または両方に置かれた横木は、置き横木とみなされないため、垂直障害およびオクサーのいずれでも使用が認められる。</u></p> <p><5.3、6は現行通り></p> <p>7. <u>スクーリングエリアの使用中は、必ずスチュワードが監視していなければならぬ。</u></p> <p><第202条～213条は現行通り></p>	<p><4.3, 4.4, 4.5, 4.6, 4.7は現行通り></p> <p>5. ジムナスティック・トレーニング</p> <p>5. 1 選手は馬場に置き横木を使用してジムナスティック・トレーニングを行うことができるが、この目的に使用できる障害物の高さは1.30m以下とする。このような障害物を使用する選手は、肢たたきに関する規定に違反してはならない（第243条2.1を参照）。</p> <p>5. 2 置き横木：十分なスペースがある場合は置き横木を置くことができるが、高さ1.30m以下の垂直障害の踏切側では2.50m以上離して置かなくてはならない。置き横木は着地側にも置くことができるが、速歩で飛越する場合は2.50m以上離し、駈歩通過の場合は3.00m以上離すこととする。</p> <p><5.3、6は現行通り></p> <p>7. 練習用馬場が使われている間は、必ずスチュワードが監視していなければならぬ。</p> <p><第202条～213条は現行通り></p>

改正案	現行
<p>第214条 閉鎖コンビネーション障害、一部閉鎖コンビネーション障害、および一部開放コンビネーション障害</p> <p><1, 2は現行どおり></p> <p>2. 1 閉鎖部分で<u>不従順が生じた場合</u>、選手はコースの表示方向へ飛越して出なければならない。</p> <p>2. 2 開放部分で<u>不従順が生じた場合</u>、選手はそのコンビネーション障害のすべてを再飛越しなければならない。再飛越しない場合は失権となる（第241条3.15参照）。</p> <p>不従順により障害物の落下と／あるいは移動が生じた場合は、タイム修正の6秒が適用される。一度、障害物の囲いの中に入って拒止が生じた場合には、選手はコースの表示方向へ飛越して出なければならない。計時が再開された時点で6秒の減点が加算され、選手は走行を再開する。</p> <p><3, 4,は現行通り></p> <p><第215条は現行通り></p> <p>第4章 走行中のペナルティー</p> <p>第216条 ペナルティー—概略</p> <p>走行中に次のようなことが発生した場合は<u>ペナルティー</u>となる：</p> <p>1. 障害物の落下（障害馬術規程第217条参照）と水濠障害における馬の肢の着水、もしくは水濠障害限界を示す着地板に肢もしくは蹄鉄の跡が</p>	<p>第214条 閉鎖コンビネーション障害、一部閉鎖コンビネーション障害、および一部開放コンビネーション障害</p> <p><1, 2は現行どおり></p> <p>2. 1 閉鎖部分で不従順または落馬が生じた場合、選手はコースの表示方向へ飛越して出なければならない。</p> <p>2. 2 開放部分で不従順または落馬が生じた場合、選手はそのコンビネーション障害のすべてを再飛越しなければならない。再飛越しない場合は失権となる（第241条3.15を参照）。</p> <p>不従順により障害物の落下と／あるいは移動が生じた場合は、タイム修正の6秒が適用される。一度、障害物の囲いの中に入って拒止が生じた場合には、選手はコースの表示方向へ飛越して出なければならない。計時が再開された時点で6秒の減点が加算され、選手は走行を再開する。</p> <p><3, 4,は現行通り></p> <p><第215条は現行通り></p> <p>第4章 走行中の減点</p> <p>第216条 減点—概略</p> <p>走行中に次のようなことが発生した場合は減点となる：</p> <p>1. 障害物の落下（障害馬術規程第217条を参照）と水濠障害における馬の肢の着水、もしくは水濠障害限界を示す着地板に肢もしくは蹄鉄の跡が</p>

改正案	現行
<p>残った場合</p> <p><2、3、4、5、6は現行通り> <第217条～224条は現行通り></p> <p>第225条 許可のない援助</p> <p>1. <u>スタートラインを正方向に通過してから最終障害飛越後にフィニッシュラインを通過するまでの間に、選手や馬を助ける目的で行われた第三者による物理的介入は、援助の依頼があったかどうかに関わらず許可なき援助とみなされる。</u></p> <p><2は現行通り></p> <p>3. 走行中に馬上の選手に対して馬装や頭絡の調整を支援したり、もしくは鞭を手渡す行為は当該選手の失権となる。走行中に馬上の選手に<u>ヘッドギアおよび/または眼鏡を手渡すことは許可なき援助とはみなされない</u>（第241条3.20参照）。</p> <p>4. <u>FEI 障害馬術競技においてイヤフォンおよび/または他の電子通信機器の使用は厳格に禁止され、そのような機器を用いた場合は失権となる。さらに選手は騎乗中いかなる場合もイヤフォンを装着できない；これは当該競技会場内のいかなる場所でも適用される</u>（第256条1.10参照）。</p> <p><第226条～第239条は現行通り></p> <p>第7章 罰金、イエローカード、失権、失格</p> <p>第240条 罰金とイエローカード</p>	<p>残った場合</p> <p><2、3、4、5、6は現行通り> <第217条～224条は現行通り></p> <p>第225条 許可のない援助</p> <p>1. スタートラインを正方向より通過してから最終障害を飛越してフィニッシュラインを通過するまでに、援助の依頼があったかどうかに関わらず、選手や馬を助ける目的で第三者による物理的な介入（注：走行中に競技場の内外から鞭などを渡すなどの行為）があった場合は、許可なき援助とみなされる。</p> <p><2は現行通り></p> <p>3. 走行中に馬上の選手に対して馬装や頭絡の調整を支援したり、もしくは鞭を手渡す行為は当該選手の失権となる。走行中に馬上の選手に保護帽と/あるいは眼鏡を手渡すことは許可なき援助とはみなされない（第241条3.20を参照）。</p> <p><第226条～第239条は現行通り></p> <p>第7章 罰金、イエロー警告カード、失権、失格</p> <p>第240条 罰金とイエロー警告カード</p>

改 正 案	現 行
<p><1は現行通り></p> <p>2. <u>次のような場合、妥当とみなされれば審判長または上訴委員長が、一般規程に則って、罰金を科すことがある：(JEF)</u></p> <p><2.1と2.2は現行通り></p> <p>2. 3 <u>失権または棄権した後に、アリーナから退場するまでに単独障害の飛越を2回以上試みたり、誤った方向から飛越した選手</u></p> <p><2.4は現行通り></p> <p>2. 5 <u>スクーリングエリアで組織委員会が準備したものと異なる障害物を使用した選手(第242条2.6と第201条4参照)</u></p> <p><2.6と2.7は現行通り></p> <p>2. 8 <u>個体識別番号を付けていない反則が度重なった場合(第282条2参照)</u></p> <p>2. 9 <u>広告規定(一般規程第135条参照)に違反したり、服装および馬具に関する規則(第256条1.7と第257条)に従わない選手</u></p> <p><2.10～2.13は現行通り></p> <p>3. <u>審判長あるいは上訴委員長が科した罰金についてはすべてJEFから当該選手に請求書が送られ、罰金はJEFに支払われるものとする。(JEF)</u></p>	<p><1は現行通り></p> <p>2. 以下の場合、妥当とみなされれば審判長と上訴委員長が、本規程に則って、罰金を科すことがある：(JEF)</p> <p><2.1と2.2は現行通り></p> <p>2. 3 失権または棄権した後に、アリーナから退場するまでに2回以上、単独障害の飛越を試みたり、誤った方向から飛越した選手</p> <p><2.4は現行通り></p> <p>2. 5 練習用馬場で組織委員会が準備したものと異なる障害物を使用した選手(第242条2.6と第201条4を参照)</p> <p><2.6と2.7は現行通り></p> <p>2. 8 個体識別番号を付けていない反則が度重なった場合</p> <p>2. 9 広告規定に違反したり、第256条1.7に記載の規則に従わない選手</p> <p><2.10～2.13は現行通り></p> <p>3. 審判長あるいは上訴委員長により科された罰金は、すべてJEFから当該選手に請求書が送られ、JEFに支払われるものとする。(JEF)</p>
<p>第241条 失権</p> <p><1、2、3は現行通り></p> <p>3. 1 <u>競技場審判団が許可した練習用障害物を除き、走行を開始する前にアリーナ内の障害物を飛越したり、飛越しようとした場合(第202条3参照)</u></p> <p><3.2～3.19は現行通り></p>	<p>第241条 失権</p> <p><1、2、3は現行通り></p> <p>3. 1 <u>競技場審判団が許可した練習用障害物の場合を除き、走行を開始する前にアリーナ内の障害物を飛越したり、飛越しようとした場合(第202条3を参照)</u></p> <p><3.2～3.19は現行通り></p>

改正案	現 行
<p>3. 20 走行中に<u>ヘッドギアおよび/または眼鏡以外の物を騎乗したまま受け取った場合</u> <3.21~3.26は現行通り></p>	<p>3. 20 走行中に保護帽と/あるいは眼鏡以外の物を騎乗したまま受け取った場合 <3.21~3.26は現行通り></p>
<p>3. 27 走行終了後にアリーナ内にある障害物を飛越したり、あるいは飛越しようとした場合（<u>マスコミ向けに障害物を1個飛越する許可</u>については、第202条6参照）。</p>	<p>3. 27 走行終了後にアリーナ内にある障害物を飛越したり、あるいは飛越しようとした場合（<u>プレス向けに障害物を1個飛越する許可</u>については、第202条6を参照）</p>
<p>3. 28 <u>ヘッドギアの固定ポイントを締め直すために選手が急停止すると危険な場合を除き、固定ポイントを的確に締めずに、またはまったく締めずに飛越した、あるいは飛越しようとした場合</u>（第256条1.4参照）。</p>	
<p>3. 29 <u>競技中にイヤフォンおよび/または他の電子通信機器を装着している選手</u>（第225条4）。 <4. 4.1、4.2、4.3、4.4は現行どおり></p>	
<p>4. 5 走行中にベルが鳴っても停止しなかった場合（第203条2と第233条2）。</p>	<p>4. 5 走行中にベルが鳴っても停止しなかった場合（第203条2と第233条2）</p>
<p>第242条 失格 1. 失格とは選手、その騎乗馬（1頭、もしくは複数頭）、および/または人馬ともに、<u>当該競技またはその競技会全般から出場資格を失うことを意味する。失格は時間を遡って適用できる。</u> <2~2.6は現行通り></p>	<p>第242条 失格 1. 失格とは選手、その騎乗馬（1頭、もしくは複数頭）、あるいは人馬共に議論となっている競技またはその競技会全般において出場資格を失うことを意味する。失格は時間を遡って効力を有することができる。 <2~2.6は現行通り></p>
<p>2. 7 スクーリングエリアに設置された障害物を誤った方向から飛越した場</p>	<p>2. 7 練習用馬場に設置された障害物を誤った方向から飛越した場合、ある</p>

改正案	現行
<p>合、あるいはアリーナ内に練習用障害物が設置されているときにこれを誤った方向から飛越した場合（第201条4と第202条4参照）</p> <p>2. 8 獣医規程第1034条（四肢の知覚異常検査指針）にて対象となっている事例を含め、競技場審判団メンバー、上訴委員会メンバー、スチュワードあるいは<u>他の関係者から役員に報告のあった馬への虐待行為および/または残虐な扱いすべて</u>（一般規程第142条2参照）。</p> <p>3. <u>以下の場合は失格措置が必須である：</u></p> <p>3. 1 <u>脇腹に出血がみられる馬</u></p> <p>3. 2 <u>馬体のいずれかの部位で拍車や鞭の過剰使用を示唆する兆候</u></p> <p>3. 3 <u>口に出血がみられる馬（明らかに馬が舌や唇を噛んだためと思われる口の出血などマイナーな事例では、口をすすがせたり血を拭き取る行為を役員が認め、当該選手の競技継続を認可することがある。口でこれ以上の出血が確認された場合は失格となる）</u></p> <p>3. 4 <u>競技会場のいかなる場所においても、許可されていない障害物を飛越すること</u></p> <p>3. 5 <u>競技会期間中にどのような目的であれ、馬と共に競技会場を出ること。</u></p> <p>第243条 馬に対する虐待行為（第107条も参照）（JEF）</p> <p>1. 様々なやり方の肢たたきを含め、いかなる形態においても馬に対する残忍行為、非人道的行為、<u>虐待行為は厳しく禁止される</u>（第242条2.8参照）。</p> <p>競技場審判団の見解により馬への虐待行為であるとみなされた行為、あるいは一連の行為に対して、本規程に則って次の科罰のいずれか、ある</p>	<p>いはアリーナ内に練習用障害物が設置されているときにこれを誤った方向から飛越した場合（第201条4と第202条4を参照）</p> <p>2. 8 獣医規程の第1034条（四肢の知覚異常検査指針）にて対象となっている事例を含め、競技場審判団メンバー、上訴委員会メンバー、スチュワードあるいは関係するあらゆる役員（一般規程第142条2を参照）から報告のあった馬への虐待行為と/あるいは残虐な扱いすべて</p> <p>3. 失格措置が必須である場合</p> <p>3. 1 脇腹や口、鼻からの出血、あるいは拍車や鞭の過剰使用を示唆する兆候が馬体のいずれかの部位で認められる馬（明らかに馬が舌や唇を噛んだためと思われる口の出血などマイナーな事例では、口をすすがせたり血を拭き取る行為を役員が認め、当該選手の競技継続を認可する場合がある。口でこれ以上の出血が確認された場合は失格となる。）</p> <p>3. 2 競技会場のいかなる場所においても、許可されていない障害物を飛越したり、あるいは競技会期間中にどのような目的であれ、馬と共に競技会場を出ることは許可されない。このような行為は失格となる。</p> <p>第243条 馬に対する虐待行為（第107条も参照）（JEF）</p> <p>1. 様々なやり方の肢たたきを含め、いかなる形態においても馬に対する残忍行為、非人道的行為、虐待行為をとることは厳しく禁止される（第242条2.8を参照）。</p> <p>競技場審判団の見解により馬への虐待行為であるとみなされた行為、あるいは一連の行為に対して、本規程に則って次の科罰のいずれか、ある</p>

改正案	現行
<p>いは複数の科罰が科される：</p> <ul style="list-style-type: none"> (i) <u>イエローカード</u> (第134条参照) (ii) 罰金 (iii) 失権 (iv) 失格 <p>2. 次の行為は馬に対する虐待行為とみなされる (一般規程第142条参照)</p> <p>2. 1 馬の肢たたき</p> <p>「肢たたき」という用語は、競技において馬がより高く、かつ注意深く障害物を飛越するように導くある種の人為的技巧と解釈される。肢たたきとなり得る例をすべてここに挙げることは無理であるが、概して言えば、選手および／または騎乗していない助手（この場合も選手の責任）が手に持った物で馬の肢をたたくこと（何であれ、誰がやろうとも）、または意図的に馬が何かにぶつかるよう仕向けること、例えば必要以上に障害物を高くしたり／あるいは幅を広くすること、不適正なグラウンドラインを置くこと、速歩通過用横木やコンビネーション障害の間隔を狂わせたり、馬を障害物前で急に止めたり追うこと、あるいは馬が肢をぶつけないければ飛べないような向け方をすることなどを言う。</p> <p>競技場審判団の管轄期間中に、肢たたきやその他いかなる形態であっても虐待的調教が行われた場合、当該選手と馬は少なくとも24時間、すべての競技から失格となる。更に競技場審判団は状況に鑑みて妥当と思われる場合には、当該選手および／または馬をその競技会全般から失格とするなどの措置をとることもできる。</p>	<p>いは複数の科罰が科される：</p> <ul style="list-style-type: none"> 3. イエロー警告カード (第134条を参照) 4. 罰金 5. 失権 6. 失格 <p>2. 次の行為は馬に対する虐待行為とみなされる：</p> <p>2. 1 馬の肢たたき</p> <p>「肢たたき」という用語は、競技において馬がより高く、かつ注意深く障害物を飛越するように導くある種の人為的技巧と解釈される。肢たたきとなり得る例をすべてここに挙げることは無理であるが、概して言えば、選手と／あるいは騎乗していない助手（この場合も選手の責任）が手に持った物で馬の肢をたたくこと（何であれ、誰がやろうとも）、または意図的に馬がぶつかるような物を設けること、例えば必要以上に障害物を高くしたり／あるいは幅を広くすること、不適正なグラウンド・ラインを置くこと、速歩通過用横木やコンビネーション障害の間隔を狂わせたり、馬を障害物前で急に止めたり追うこと、あるいは馬が肢をぶつけないければ飛べないような向け方をすることなどを言う。</p> <p>競技場審判団の管轄する期間中に、肢たたきやその他いかなる形態であっても虐待的調教が行われた場合、当該選手と馬は少なくとも24時間、すべての競技から失格となる。更に競技場審判団は、状況に鑑みて妥当と思われる場合には、当該選手と／あるいは馬を競技会全般から失格とするなどの措置をとることもできる。</p>

改正案	現行
<p>2. 2 鞭の過剰使用</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 鞭は選手の感情のはげ口として使用してはならない。そのような使い方は常に過剰となる ● 馬の頭部を鞭で打つ行為は常に鞭の過剰使用となる ● 4回以上続けて馬を打ってはいけない。馬の皮膚が破れた場合には、常に鞭の過剰使用とみなされる ● <u>失権した後に鞭を使ってはならない。</u> <u>鞭を誤用したり過度に使用したと確認された選手は失格となり、競技場審判団の判断により罰金が科されることもある。</u> <p>2. 3 他の形態での虐待行為</p> <p>他のいかなる形態での虐待行為（例えば肢の知覚過敏処置や知覚鈍麻処置、禁止されている調教方法の採用、拍車の過剰使用、<u>そして一般規程、獣医規程やまたは他の FEI 諸規程に明記されている他の事例など</u>）も禁止され、本規程に基づいて的確に罰せられなければならない。</p> <p>第 8 章 ジャンプオフ</p> <p>第 2 4 5 条 ジャンプオフ－概略</p> <p><1 と 2 は現行通り></p> <p>3. 実施要項に明記してある場合、組織委員会は、走行を減点なしで完走した選手はその走行後直ちにジャンプオフへ進むよう定めることができる。この場合は、ジャンプオフ・コース走行開始の合図として、ベルを</p>	<p>2. 2 鞭の過剰使用</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 鞭は騎乗者の感情のはげ口として使用してはならない。そのような使い方は常に過剰使用となる。 ● 失権した後に鞭を使用してはならない。 ● 鞭を逆さに使ってはいけない（例えば右手で鞭を持って左脇腹を打つような行為）。馬の頭部を鞭で打つ行為は、常に鞭の過剰使用とみなす。 ● 4回以上続けて馬を打ってはいけない。馬の皮膚が破れた場合には、常に鞭の過剰使用とみなされる。 鞭を誤用したり過度に使用したと確認された選手は失格となり、競技場審判団の判断により罰金が科されることもある。 <p>2. 3 他の形態での虐待行為</p> <p>他のいかなる形態での虐待行為（例えば肢の知覚過敏処置や知覚鈍麻処置、禁止されている調教方法の採用、拍車の過剰使用、また獣医規程や他の FEI 諸規程に明記されている他の事例など）も禁止され、本規程に基づいて的確に罰せられなければならない。</p> <p>第 8 章 ジャンプオフ</p> <p>第 2 4 5 条 ジャンプオフ－概略</p> <p><1 と 2 は現行通り></p> <p>3. 実施要項に明記してある場合、組織委員会は、走行を減点なしで完走した選手はその走行後直ちにジャンプオフへ進むよう定めることができる。この場合は、ジャンプオフ・コース走行開始の合図として、ベルを</p>

改正案	現行
<p>もう一度鳴らさなければならないが、これに際しては第203条1.2の45秒ルールを適用する。ジャンプオフへ出場資格を得た選手は、本走行を終了してからジャンプオフの前にアリーナから退出することはできない。この種のジャンプオフは、第238条1.2あるいは第238条2.2に従い、基準Aで行われる競技でのみ認められ、グランプリ競技や最高賞金額が設けられている競技では許可されない。本走行で減点なしで完走した選手がいない場合は、適宜、<u>第238条1.1</u>あるいは<u>第238条2.1</u>に従って順位を確定する。</p> <p><4, 5, 6 は現行通り> <第 247 条～第 255 条は現行通り></p> <p>第 2 5 6 条 服装、<u>ヘッドギア</u>、敬礼</p> <p>1. 服装</p> <p>1. 1 選手は観客の<u>前に</u>でる時には正しい服装でなければならず、競技中および表彰式においては第256条1.5と第256条3.1.2.1(e)に合致した服装が求められる。</p> <p>1. 2 コースの下見に際しては<u>身だしなみのよい</u>服装でなければならない。いかなる場合でも長靴、白または淡黄褐色の乗馬ズボン、長袖あるいは半袖シャツ、白いタイあるいはチョーカーを着用しなければならない。シャツは白い襟（カラー）付きでなければならない；長袖シャツは白い袖口が付いてなければならない。</p> <p><1.3は現行通り></p> <p>1. 4 <u>騎乗中は</u>いかなる者も、常に3点で固定された保護用ヘッドギアを適正に着用することが義務づけられる。どのような時であれ選手がヘッド</p>	<p>もう一度鳴らさなければならないが、これに際しては第203条1.2の45秒ルールを適用する。ジャンプオフへ出場資格を得た選手は、本走行を終了してからジャンプオフの前にアリーナから退出することはできない。この種のジャンプオフは、第238条1.2あるいは第238条2.2に従い、基準Aで行われる競技でのみ認められ、グランプリ競技や最高賞金額が設けられている競技では許可されない。本走行で減点なしで完走した選手がいない場合は、適宜、第238条2.1あるいは第238条2.2に従って順位を確定する。</p> <p><4, 5, 6 は現行通り> <第 247 条～第 255 条は現行通り></p> <p>第 2 5 6 条 服装、保護帽、敬礼</p> <p>1. 服装</p> <p>1. 1 選手は観客の前に出るときには正しい服装でなければならず、競技中および表彰式においては程第256条1.5と第256条3.1.2.1(e)に合致した服装が求められる。</p> <p>1. 2 コースの下見に際しては身だしなみの整った服装でなければならない。いかなる場合でも長靴、白または淡黄褐色の乗馬ズボン、長袖あるいは半袖シャツ、白いタイあるいはチョーカーを着用しなければならない。シャツは白い襟（カラー）付きでなければならない；長袖シャツは白い袖口が付いてなければならない。</p> <p><1.3は現行通り></p> <p>1. 4 騎乗するすべての者は、3点で固定された保護用ヘッドギアを適正に着用することが義務づけられる。本規程で認めているか否かにかかわ</p>

改 正 案

ギアを脱いだ場合には、本規程で許可しているか否かに関わらずすべて自己責任となる。走行中にヘッドギアが脱げるか、あるいはその固定ポイントが外れた選手はかぶり直し、またはつけ直し、固定ポイントがゆるんだ場合は締め直してから走行を開始しなければならない。そのような場合、選手がヘッドギアを再装着/または固定ポイントを締め直す際に停止しても減点の対象としないが、時計は止めない。固定ポイントを正しく締め直すために急停止すると危険な場合（例えばコンビネーションの途中あるいは飛越しようとしている障害の1歩または2歩手前の場合でゆるんだ場合）を除き、選手が固定ポイントをしっかりと締めずに、またはまったく締めずに障害物を飛越した、あるいは飛越しようとした場合は失権となる。例外として、シニア選手が表彰式にて褒賞を受領する際、あるいは国歌の演奏中、その他式典の際にはヘッドギアを外すことはできる。(JEF)

<1.5、1.6、1.7は現行通り>

1. 8 この規程に従わない選手は、競技場審判団により10,000円の罰金が科される。更に、当該選手はアリーナからの退場を求められ、規程に準拠した服装を着用するまでは競技参加を認められない。(JEF)

<1.9は現行通り>

1. 10 選手は、騎乗している間はいかなる場合もイヤフォンを装着できない；これは当該競技会場内のいかなる場所でも適用される。

2. 敬 礼

2. 1 競技場審判団長が別段の指示を出さない限り、競技場審判団の管轄

現 行

らず、選手が保護用ヘッドギアを外す場合は、常に選手自身がリスクを負うことになる。走行中、ヘッドギアが外れるあるいは固定がゆるくなった場合、選手はかぶり直すあるいは締め直してから走行を開始しなければならない。このような場合、選手がヘッドギアの再着用および/またはハーネスを締め直す際に停止しても減点の対象としないが、時計は止めない。ヘッドギアを正しく締め直すために急停止すると危険な場合（例えば、コンビネーションの途中あるいは飛越しようとしている障害の1歩または2歩前の場合）以外は、選手がヘッドギアを正しく着用せずに障害物を飛越した、あるいは飛越しようとした場合、失権となる。例外として、シニア選手が表彰式にて賞品を受け取る際、国歌が流れている際、あるいは全てのセレモニーのような場面の際にはヘッドギアを外すことが許される；ウィングランの際には再度着用が義務付けられる。(JEF)

<1.5、1.6、1.7は現行通り>

1. 8 この規程に従わない選手は、競技場審判団により10,000円の罰金が科される。更に、当該選手はアリーナからの退場を求められ、規程に準拠したジャケットを着用するまでは競技参加を認められない。(JEF)

<1.9は現行通り>

2. 敬 礼

2. 1 審判長が別段の指示を出さない限り、競技場審判団の管轄下にて

改正案	現行
<p>下にてアリーナで行われるすべての競技において、各選手は敬意の意味合いで主審に敬礼をしなければならない。競技場審判団は、敬礼を怠った選手の走行開始を拒否することができる。更に競技場審判団は当該選手に罰金を科すこともある（第240条2.7参照）。特別な理由により、競技場審判団は組織委員会と協議の上、各競技の開始前に選手の敬礼を必要とするか否かを決定する場合がある。国家元首が臨席されているときには、組織委員会が審判長の下承を得て、敬礼は国家元首に対して行うよう出場選手に指示しなければならない。また役員席に特別な来賓がある場合にも同様な処置をとることがある。</p> <p>2. 2 選手は、パレードの間、表彰式あるいは国歌が流れる間は<u>敬礼することとする。</u></p> <p>2. 3 <u>競技場審判団は特別な理由により敬礼は不要と判断することができる。</u></p> <p><2.4は現行通り></p> <p>3. 選手および馬につける広告（一般規第 135 条参照）</p> <p>3. 1 IOCの後援を受けて行われる地域大会やオリンピック大会（オリンピック大会におけるオリンピック馬術競技規程参照）を除くすべての競技会において、<u>選手はメーカー、選手スポンサー、選手のチームスポンサー、NFスポンサー、選手の所属国、および/または選手自身を識別表示する服装を着用および装具を使用できるが、以下に示す特定条件に従う場合のみとする：</u></p> <p>3. 1. 1 <u>スポンサーではないメーカーの識別表示</u></p> <p>3. 1. 1. 1 <u>競技エリアにいる場合と表彰式の際に、スポンサー企業ではない衣類・装具メーカーを特定する名称やロゴの表示は、</u></p>	<p>アリーナで行われるすべての競技において、各選手は敬意の意味合いで主審に敬礼をしなければならない。競技場審判団は、敬礼を怠った選手の走行開始を拒否することができる。更に競技場審判団は当該選手に罰金を科すこともある（第240条2.7を参照）。特別な理由により、競技場審判団は組織委員会と協議の上、各競技の開始前に選手の敬礼を必要とするか否かを決定する場合がある。国家元首が臨席されているときには、組織委員会が審判長の下承を得て、敬礼は国家元首に対して行うよう出場選手に指示しなければならない。また役員席に特別な来賓がある場合にも同様な処置をとることがある。</p> <p>2. 2 選手は、パレードの間、表彰式あるいは国歌が流れる間は敬礼するものとする。</p> <p>2. 3 特別な理由により、競技場審判団が敬礼は不要であるとの決定を下すことがある。</p> <p><2.4は現行通り></p> <p>3. 選手および馬につける広告</p> <p>3. 1 IOCの後援を受けて行われる地域大会やオリンピック大会（オリンピック大会におけるオリンピック馬術競技規程を参照）を除くすべての競技会において、選手は下記に示す通り、衣類や装具のメーカー識別表示（名称と/あるいはロゴ）、あるいはスポンサーのこれに類するものを身につけることができる：</p> <p>3. 1. 1 メーカーの識別表示</p> <p>3. 1. 1. 1 競技場内にいる場合、あるいは表彰式の際に、スポンサー企業ではない衣類や装具メーカーを特定する名称やロゴの表示は、衣服と装具につき各1ヶ所、3cm²以下の表面積と</p>

改正案	現行
<p>衣服と装具につき各1ヶ所、<u>3cm²以内（高さ1cm、幅3cmまで）</u>の表面積とする。</p> <p>3. 1. 2 スポンサーの識別表示</p> <p>3. 1. 2. 1 <u>競技エリアにいる場合と表彰式の際に表示できる選手スポンサー、選手のチームスポンサーおよび/または所属NFのスポンサーの名称および/またはロゴは、以下の表面積を超えない範囲とする：</u></p> <p>a) 鞍下ゼッケンの側面は両側とも200cm²</p> <p>b) ジャケットあるいは<u>上衣</u>の両側各々に胸ポケットの高さで80cm²</p> <p>c) <u>シャツの両襟あるいは女性のブラウスの襟では中央部分で16cm²</u></p> <p>d) <u>イヤーフード</u>でのロゴは75cm²</p> <p>e) 民間人は<u>ヘッドギア</u>の中央部分に垂直にスポンサー・ロゴを表示できる。このロゴは長さ25cm、幅5cm以内とする。</p> <p>f) 乗馬ズボン左脚に縦方向で1ヶ所80cm²（長さ20cm、幅4cm以内）</p> <p><3.1.2.1.1, 3.1.2.1.2, 3.1.2.2は現行通り></p> <p>3. 1. 3 選手の所属識別 (JEF)</p> <p>3. 1. 3. 1 <u>競技エリアにいる場合や表彰式の際に表示できる選手の国名やロゴ、国の象徴および/または国旗、および/または選手のNFロゴもしくはは名称は、以下の表面積を超えない範囲とする：</u></p> <p>(i) <u>ジャケットあるいは上衣</u>の両側各々に胸ポケットの高</p>	<p>する。</p> <p>3. 1. 2 スポンサーの識別表示</p> <p>3. 1. 2. 1 競技場内にいる場合、あるいは表彰式の際に表示できる選手スポンサーの名称と/あるいはロゴは、以下の表面積を超えない範囲とする：</p> <p>a) 鞍下ゼッケンの側面は両側とも200cm²</p> <p>b) ジャケットあるいは上着の両側各々に胸ポケットの高さで80cm²</p> <p>c) シャツおよびハンティング・ストックの襟両側、女性のブラウスの襟では中央部分で16cm²</p> <p>d) フライボンネット（虫よけ）でのロゴは75cm²</p> <p>e) 民間人は硬質保護帽の中央部分に垂直にスポンサー・ロゴを表示できる。このロゴは長さ25cm、幅5cm以内とする。</p> <p>f) 乗馬ズボン左脚に縦方向で1ヶ所80cm²（長さ20cm、幅4cm以内）</p> <p><3.1.2.1.1, 3.1.2.1.2, 3.1.2.2は現行通り></p> <p>3. 1. 3 選手の所属識別 (JEF)</p> <p>3. 1. 3. 1 競技エリアにいる場合や表彰式の際に、選手の国名やロゴ、国の象徴と/あるいは国旗、および/あるいは選手のNFロゴもしくはは名称を以下の表面積を超えない範囲で表示できる：</p> <p>(i) ジャケットあるいは上着の両側各々に胸ポケットの高さで適</p>

改正案	現行
<p> さいで適度な大きさ (ii) 鞍下ゼッケンの側面は両側とも200cm² (iii) ヘッドギアの中央部分に垂直に（第256条3.1.2.1.eの仕様を参照） (iv) 乗馬ズボン左脚に縦方向で1ヶ所80cm²（長さ20cm、幅4cm以内） (v) フライボンネット（虫よけ）でのロゴは75cm² <u>いかなる場合も、表示方法と見える度合いが3.1.2.1と3.1.3.1に記載の表面積に合致している限り、選手の所属を選手スポンサー名称と／あるいはロゴと併せて表示できる。（JEF）</u> </p> <p> 3. 1. 4 選手の氏名 3. 1. 4. 1 <u>競技エリアにいる場合や表彰式の際に表示できる選手氏名は、乗馬ズボン左脚に縦方向で1ヶ所80cm²以内（長さ20cm、幅4cm以内）とする。</u> </p> <p> 3. 2 本条項に別段の記載がない限り、競技エリアにいる間または演技中に、いかなる選手、役員、馬についても広告や宣伝を身につけることはできず、騎乗用具にも表示できない。しかしながらコース下見の際に、<u>上衣の前後であれば400cm²以内、ヘッドギアでは50cm²以内で選手は自分のスポンサー、チームスポンサーおよび／またはNFスポンサーのロゴと／もしくは国名を表示することができる。</u> </p> <p> 3. 3 <u>チーフスチュワードは、選手がアリーナへ入場する前に前述条項を遵守しているかを確認する責任がある。前述内容に準拠していない選手は競技の間、アリーナへの入場が認められない。（JEF）</u> </p> <p> 3. 4 適用される放映契約、インターネット契約、あるいはこれに類する </p>	<p> 度な大きさ (ii) 鞍下ゼッケンの側面は両側とも200cm² (iii) 硬質保護帽の中央部分に垂直に（第256条3.1.2.1.eの仕様を参照） (iv) 乗馬ズボン左脚に縦方向で1ヶ所80cm²（長さ20cm、幅4cm以内） (v) フライボンネット（虫よけ）でのロゴは75cm² 表示方法と見える度合いが3.1.2.1と3.1.3.1に記載の表面積に合致している限り、選手の所属を選手スポンサー名称と／あるいはロゴと併せて表示できる。（JEF） </p> <p> 3. 1. 4 選手の氏名 3. 1. 4. 1 競技エリアにいる場合や表彰式の際に、乗馬ズボン左脚に縦方向で1ヶ所80cm²以内（長さ20cm、幅4cm以内）の表面積で選手名を表示できる。 </p> <p> 3. 2 本条項に別段の記載がない限り、競技エリアにいる間または演技中に、いかなる選手、役員、馬についても広告や宣伝を身につけることはできず、騎乗用具にも表示できない。しかしながらコース下見の際に、<u>上着の前後であれば400cm²以内、ヘッドギアでは50cm²以内で選手は自分のスポンサー、チームスポンサーと／あるいはNFスポンサーのロゴと／もしくは国名を表示することができる。</u> </p> <p> 3. 3 この項目については適用しない。（JEF） </p>

改正案

法規や合意によって認められていれば、障害物とアリーナの側面に広告を表示することができる。スポンサーにつき障害物の規格詳細は障害馬術規程第208条3に網羅されている。

3. 5 書面による別段のJEF合意がない限り、本条項でいう競技エリアとは選手が審査される場所または馬がホースインスペクションを受ける場所すべてを含む。これには練習馬場を含めない。

第257条 馬装

1. 競技アリーナにて

1. 1 プリンカーと馬の目を覆うフライマスクの使用は禁止である。
1. 2 頭絡の頬革上に革、シープスキンもしくはこれに類する素材をあてることはできるが、馬の頬から測って直径3cmを超えないものとする。
1. 3 可動式ランニング・マルタンガールのみ使用が許可される。チルドレン競技の馬にはスタンディング・マルタンガールの使用が認められる。
1. 4 銜の規制はない。しかし競技場審判団には、獣医師の助言に基づき、馬が怪我をしそうな銜の使用を禁止する権限がある。
手綱は銜に付けるか頭絡に直接装着しなければならない。手綱は2組まで使用できる。2組の手綱を使う場合にはその1組を銜に付けるか頭絡に直接装着しなければならない。ギャグとハックモアの使用が許可される。

<1.5と1.6は現行通り>

<2、2.1は現行通り>

現行

3. 4 書面による別段のJEF合意がない限り、本条項でいう競技エリアとは、選手が審査される場所と馬がホースインスペクションを受ける場所すべてを含む。これには練習用馬場を含めない。(JEF)

第257条 馬装

1. 競技アリーナにて：

1. 1 遮眼帯の使用は禁止である。
1. 2 頭絡の頬革上にシープスキンもしくはこれに類する素材をあてることはできるが、馬の顔から直径3cmを超えないものとする。
1. 3 可動式ランニング・マルタンガールのみ使用が許可される。チルドレン競技の馬には、スタンディング・マルタンガールの使用が認められる。
1. 4 銜の規制はない。しかし競技場審判団には、獣医師の助言に基づき、馬が怪我をしそうな銜の使用を禁止する権限がある。
手綱は銜に付けるか、直接、頭絡に装着しなければならない。ギャグとハックモアの使用が許可される。

<1.5と1.6は現行通り>

<2、2.1は現行通り>

改正案	現行
<p>2. 2 選手はフラットワークを行う際に馬場馬術用の鞭を使用できるが、先端に錘の付いた鞭はいかなる場合にも認められず、またアリーナとスクーリングエリアで横木通過や障害飛越をする際に、75cmを超える長さの鞭を使用したり携帯することも禁止されている。鞭の代用品を携帯することも認められない。この条項に従わなかった場合は失権となる（第241条3.21参照）。</p> <p>2. 3 馬の前肢あるいは後肢に装着が認められる装具（単一のブーツか複数のブーツ、フェットロックリングなど）の総重量は、1肢あたり500gまでとする（蹄鉄は含まない）。この条項に従わない場合は失格となる（障害馬術規程第242条2.8参照）。</p> <p><2.4と3は現行通り> <第258条～第261条は現行通り></p>	<p>2. 2 選手はフラットワークを行う際に馬場馬術用の鞭を使用できるが、先端に錘の付いた鞭はいかなる場合にも認められず、またアリーナと練習用馬場で横木通過や障害飛越をする際に、75cmを超える長さの鞭を使用したり携帯することも禁止されている。鞭の代用品を携帯することも認められない。この条項に従わなかった場合は失権となる（第241条3.21を参照）。</p> <p>2. 3 馬の前肢あるいは後肢に用いる装具（単一のプロテクターか複数のプロテクター、フェットロックリングなど）の総重量は、1肢あたり500gまでとする（蹄鉄は含まない）。この条項に従わない場合は失格となる（第242条2.8を参照）。</p> <p><2.4と3は現行通り> <第258条～第261条は現行通り></p>
<p>第262条 パワーアンドスキル競技 <1と2は現行通り></p> <p>3. 六段障害飛越競技</p> <p>3. 1 この競技では、6個の垂直障害を各障害間距離が約11mとなるよう直線上に配置する。障害物は同じ種類の横木だけを使用し、同じように構築しなければならない。使用する横木は最大3.50mの長さ、重さは最大10kg、それらをサポートするカップの深さは12mmとする。障害物の数はアリーナの広さに応じて減らすことができる。</p> <p><3.2, 3.3, 3.4は現行通り> <第263条～第268条は現行通り></p>	<p>第262条 パワーアンドスキル競技 <1と2は現行通り></p> <p>3. 六段障害飛越競技</p> <p>3. 1 この競技では、6個の垂直障害を各障害間距離が約11mとなるよう直線上に配置する。障害物は同じ種類の横木だけを使用し、同じように構築しなければならない。障害物の数はアリーナの広さに応じて減らすことができる。</p> <p><3.2, 3.3, 3.4は現行通り> <第263条～第268条は現行通り></p>

改正案

第269条 アキュムレーター競技

<1, 2, 3, 4, 5 は現行通り>

5. 1 選択障害として、ジョーカーをフィニッシュラインの後に設置することができ、その場合はジョーカーをメインコースの一部とせず、次の方式を採用しなければならない：選手はフィニッシュラインを通過して走行タイムが記録され、その後に20秒が与えられ、飛越を選択すればジョーカーを1回試行できる。このジョーカーを正しく飛越できた場合は、メインコース最終障害の2倍のポイントが選手に与えられる。ジョーカーを落下させた場合は、(第217条1)この2倍のポイントがそれまでの合計得点から差し引かれる。フィニッシュラインを通過した後に落馬または人馬転倒した場合、ジョーカーを飛ぶために与えられた20秒以内であれば失権とならず、それまでに獲得したポイントは保持される。

現行

第269条 アキュムレーター競技

<1, 2, 3, 4, 5 は現行通り>

5. 1 選択障害として、ジョーカーをフィニッシュラインの後に設置することができ、その場合はジョーカーをメインコースの一部とせず、次の方式を採用しなければならない：選手はフィニッシュラインを通過して走行タイムが記録され、その後に20秒が与えられ、飛越を選択すればジョーカーを1回試行できる。このジョーカーを正しく飛越できた場合は、メインコース最終障害の2倍のポイントが選手に与えられる。ジョーカーを落下させた場合は、(第217条1)この2倍のポイントがそれまでの合計得点から差し引かれる。